

2015年9月30日に施行された

労働者派遣法改正に伴うマージン率等の情報提供

当社の直前事業年度における“マージン等の情報提供”事項は、次のとおりです。

1.派遣労働者の数	8人
2.派遣先の実数	1社
3.マージン率	37%
4.労働者派遣に関する料金の平均額	21,600円
5.派遣労働者の賃金額の平均額	13,608円
6.教育訓練に関する事項	職場での心構え、派遣前教育
7.キャリア・コンサルタント相談窓口	代表取締役 大澤誠司 ☎ 0584-92-3800

2026年6月1日

上記のとおり相違ありません。

株式会社 赤坂

〒503-0995 岐阜県大垣市十六町1242番地の8

TEL 0584-92-3800 fax0584-92-3801

E-mail ak-akasaka@luck.ocn.ne.jp

対処方法と用語の意味についての解説

■ マージン率等の情報開示時期について

平成24年10月1日以降に終了する事業年度分から公表しなければなりません。

当社の場合事業年度終了が9月末であり平成25年10月以降、速やかに公表する。

■ 情報提供の方法(省令事項)について

「事業所 への書類の備付け、インターネットの利用その他適切な方法により行う」

当社の場合

本書を事務所内に掲示する。

要求された場合は速やかに印刷し配布する。

■ マージン率の計算方法について

(労働者派遣に関する料金額の平均額－派遣労働者の賃金の平均額)

マージン率＝

労働者派遣に関する料金額の平均額

マージン率等の情報提供の方法：書類の備え付け